

[▼最初の箇所へ（全0箇所）](#)

午後一時開議

- 議長（斎藤範夫）これより本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第七号に記載のとおりであります。

○
日程第一 会議録署名議員の指名

-
- 議長（斎藤範夫）日程第一 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員には、会議規則第百十七条第一項の規定により、平井みどりさん及び沼沢しんやさんを指名します。

○
日程第二 諸般の報告

-
- 議長（斎藤範夫）日程第二 諸般の報告を行います。
さきに送付いたしましたように、監査委員から、住民監査請求の要旨について通知がありました。

○
日程第三 太白区選出のわたなべ拓議員に対する懲罰の件

-
- 議長（斎藤範夫）日程第三 太白区選出のわたなべ拓議員に対する懲罰の件を議題といたします。
去る三月一日に、花木則彰さんほか六人から、地方自治法第百三十三条、第百三十五条第二項及び会議規則第百条の規定により、太白区選出のわたなべ拓さんに対する懲罰の動議が提出されております。
この際、地方自治法第百十七条の規定により、太白区選出のわたなべ拓さんの退席を求めます。
〔九番 わたなべ拓退場〕

-
- 議長（斎藤範夫）提出者から説明を求めます。花木則彰さん。
〔三十五番 花木則彰登壇〕

-
- 三十五番（花木則彰）日本共産党の花木則彰です。提案者を代表して、自由民主党、太白区選出わたなべ拓議員に対する懲罰動議の提案趣旨を説明をいたします。

市議会は、一人一人の議員が市民の負託を受けて選出をされています。お互いに敬意を払いながら、それぞれの立場から政策について旺盛な論議をし、市民の負託に応えるべきです。ほかの議員を侮辱したり誹謗中傷したりすることは、ひいては市民に対する誹謗中傷とも言えます。

わたなべ拓議員は、水道に携わる外郭団体職員も、地方公務員と同様に欠格要件を適用すべきとの質疑を利用して、日本共産党への誹謗中傷をエスカレートさせています。

破防法の解散、活動規制団体として適用指定された団体の構成員などが欠格要件に当たることを市に答弁させた上で、それをいわゆる調査対象団体と意図的に混同させる議論を行っています。

わたなべ拓議員が引き合いに出しているのは、二〇一六年三月二十二日に安倍内閣が閣議決定した答弁書と公安調査庁の見解なるものです。この答弁書は、日本共産党は破壊活動防止法に基づく調査対象団体である、暴力革命の方針に変更はない、としています。日本共産党は、閣議決定の当日に政府に対し厳重に抗議し、答弁書の撤回を要求し、記者会見も開きました。内閣答弁書自体が、事実に基づかないものなのです。破壊活動防止法には、調査対象団体などという規定はありません。また、日本共産党は暴力革命の方針など持っていません。

日本共産党は、綱領でも明らかにしているとおり、言論と選挙を通じて議会で多数を占めて、国民、有権者とともに一歩一歩、政治と社会を進歩前進させるという立場に立っています。破壊活動防止法の対象となる政党ではありません。

日本共産党は、日本の政党で最も長い九十五年の歴史を持っています。アメリカ軍による占領政策により、一九五〇年から一九五五年にかけて日本共産党中央委員会が解体され、党が分裂した時代がありました。この党が分裂した時期の一方の側に、武力闘争路線が持ち込まれていたことがあります。しかし、一九五八年の第七回党大会で党が統一を回復した際に、明確に批判され、否定された問題です。

日本共産党は、戦前も戦後も、党としての正規の機関で暴力革命の方針をとったことは一度もありません。歴史の事実を歪曲した攻撃は成り立ちません。

公安調査庁が、破壊活動防止法に何の規定もない調査対象団体と、日本共産党を捉えていること自体やめるべきです。さらに、六十五年間にわたって公安調査庁が莫大な税金をかけ事前調査しても、破壊活動を行うおそれのある団体として公安審査委員会に申請したことも一度もありません。このことは、公安調査庁自身が、日本共産党は適用申請すべき団体でないことを立証

していると言えます。

わたなべ拓議員は、日本共産党は破防法適用団体ではなく、解散や活動規制される団体でないにもかかわらず、調査対象団体などとされているということをもって、欠格要件、反社会的属性のチェックに、日本共産党も入っているかのように議論を進めています。日本共産党と日本共産党仙台市議団、党員である議員への誹謗中傷であり侮辱です。

わたなべ拓議員は、日本共産党は、公安調査庁の調査対象団体でありますけれども、こうした点にしっかり留意してですね、本市の外郭団体の職員の採用についても重々御注意いただきたいと、職員の採用に当たって、思想、信条に踏み込むことまで求めていることは、極めて重大です。日本国憲法の保障する思想、信条の自由を侵害するものです。

また、わたなべ拓議員は、日本共産党は暴力革命の党と決めつけた上で、自由と民主主義の政体を暴力革命により転覆するような考えを市長がどう考えているか、と何度も問い詰めています。前提自体が誤っている質問には答えられないのが当然です。市長が、前提について認識が違う、現に政党政治をしっかりとやっていると答弁すると、答えになっていないと、繰り返して見解を求めました。

わたなべ拓議員は、日本共産党を誹謗中傷する意図はなかったと言っているそうですが、市長の答弁に対して、共産党の擁護に徹するような消極的な答弁だったと発言しています。このことからしても、日本共産党を誹謗中傷する意図があったことは明らかです。

今回のわたなべ拓議員の行為は、懲罰に相当するものです。また、議会の品位を汚す行為であるとも言えます。議会として、戒告または陳謝を求めるべきことを申し上げて、懲罰動議の提案趣旨説明といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

-
- 議長（斎藤範夫）これより質疑に入ります。
通告がありますので、発言を許します。
宮城野区選出の渡辺博さんに発言を許します。
〔五十五番 渡辺博登壇〕

-
- 五十五番（渡辺博）宮城野区選出の渡辺博でございます。議長のお許しを得ましたので、質疑をさせていただきます。
仙台市議会は、法に基づき正当に選ばれた仙台市民の代表たる議員が、市民生活に直接、間接にかかわる件につき議論をする言論の場であります。立場の違いを認めつつ、慎みを持ちながら、ルールを守り、自由闊達な議論がこれまで行われてまいりました。

昭和六十二年五月二日、仙台市議会議員就任以来、二十有余年、私は仙台市議会において、多くの先輩議員、同僚議員に薫陶を受け、学びをさせていただきました。

現在、花木則彰議員が所属される日本共産党仙台市議団会派の伝統をつくられた多くの議員の中であって、引退されていた佐藤郁生議員には、知人を介し、政治的立場の違いを超えて、市民の立場に立った質問の視点を御教示いただきました。

戦中の歌をこよなく愛された神谷一議員には人間愛と人の温かさを、当選を同じくし同僚となった、同窓の先輩でもある横田有史議員、山脇武治議員には、責務を果たす際、厳しい中でも人間的な温かさが必要なことを学びました。

昨年、国政に打って出た貴会派所属であったふなやま由美議員を会派にお迎えし、御挨拶をいただき、握手で激励をしたことがきのうのようであります。ふなやま由美議員の手のぬくもりを今でも覚えております。

今回、仙台市議会において、前代未聞とも言える懲罰動議が、私の所属する自由民主党会派所属議員に対して、花木則彰議員を初めとした同僚議員から提出されたこと、まことに残念な思いであります。

動議提出後、議長、副議長、各会派代表、そして予算等審査特別委員会正副委員長等、多くの関係者の調整むなく、事ここに至ったことも、まことに残念であります。予算等審査特別委員長が提示され、我が会派所属は了としたものも、貴会派は拒否されたと聞いております。話し合いで解決する道はなかったのでありましょくか、お尋ねをいたします。

花木則彰議員初め日本共産党仙台市議団会派所属議員の誠実に市政課題に取り組む姿を拝見し、敬愛の念とその仕事へのお取り組みの姿勢に敬意を表している者として、役目とはいえ、反対の立場で質問する苦しみは言葉に言いあらわせません。じくじたる思いを抱きながら、提出された懲罰動議に関して、提出者花木則彰議員に、以下何点か順次質問してまいります。

提出者花木則彰議員の趣旨説明には、内閣の答弁についての見解がありましたが、残念ながら答弁自体は変更されておられません。簡潔にお答えいただけるように、前もってお願いをいたします。

まず、提出された懲罰動議の提出理由の中に、公党である日本共産党及び日本共産党仙台市議団を侮辱する行為であり、断じて容認できないとあります。日本共産党さんと仙台市議会日本共産党仙台市議団さんとの関係はどのように理解したらよろしいのでしょうか。仙台市役所及び議会内で一体となって活動されていると読み取れるのでありますが、実態はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

次に、今回の花木則彰議員提出の理由ともなった国政での議論に関して、何点か質問し、見解を求めます。

国会には、質問主意書という制度があり、我が国の国会法第七十四条の規定に基づき、国会議員が内閣に対して質問をする際の文書であります。内閣は、回答義務と答弁に対して閣議決定する義務を負わされています。内閣は答弁書を作成し、七日以内に答えると義務づけられております。この質問主意書により政府の見解が明らかになり、政府の問題が明らかになったりするメリットがあると評価されております。

国政における野党議員にとって、巨大な行政機構をチェック、是正する武器と評価され、実際、野党議員は多く利用していると言われています。花木議員は、この制度を御存じでしょうか、その重要さと効果をどう考えておられるのか、まずお聞かせください。

平成二十八年三月十四日、衆議院において鈴木貴子議員から、日本共産党と「破壊活動防止法」に関する質問主意書が提出されたことは御存じでしょうか、お尋ねいたします。その内容については御存じでしょうか、お尋ねいたします。内閣から答弁書が提出されたことは御存じでしょうか、お尋ねいたします。その内容については御存じでしょうか、お尋ねいたします。

鈴木貴子衆議院議員が提出した主意書と内閣の答弁は一つ一つ対になっており、六項目にわたり内閣の答弁は丁寧に答えられております。

主意書の第一は、破防法で定める暴力主義的破壊活動とはどのような活動であるかと問うています。これに対しての答弁は、破壊活動防止法に定める第四条第一項に掲げる行為とし、具体的には、刑法上の内乱、その他、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもって刑法上の騒乱、現住建造物等放火、殺人等の行為をなすこと等である、と答えております。

主意書の問いの第二は、公安調査庁が破防法に基づく調査対象団体として、左翼団体七団体、右翼団体として八団体と答弁しているとの確認であります。

問いの三は、対象団体の中に共産党が入っているかどうかの確認と、現在も公安調査庁が対象としている団体かとの問いであります。これに対する答弁において、破壊活動防止法に基づく当時の調査対象団体については、いわゆる左翼系統七団体、右翼系統としまして八団体程度とし、当該調査対象団体の名称については、左翼系統としましては日本共産党……、ということでございます、と答弁しております。御存じでしょうか、お尋ねいたします。

また、日本共産党は、現在においても破壊活動防止法に基づく調査対象団体であるとも答弁しております。この点は御存じでしょうか、お尋ねいたします。

内閣の答弁をするにつけ、何やら胸が痛む思いでございます。以下四、五、六の質問に関しては、内閣答弁の披露は省略いたしますが、先ほど申したとおり、質問は全体六項目に及び、内閣はその一つ一つに、それぞれの経緯にのっとり冷静に答弁していると感じます。

内閣の答弁書は生きており、日本共産党は破壊活動防止法に基づく調査対象団体であるということが現実としてあります。この点が、多くの国民の関心が集まるところであります。この点を含め、日本共産党に対する鈴木貴子議員の質問主意書に対して行われた内閣の一連の答弁について、花木則彰議員はどのように認識されておられるのか、お尋ねいたします。

以上で私の質疑を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔三十五番 花木則彰登壇〕

○三十五番（花木則彰）宮城野区選出渡辺博議員の御質問にお答えをいたします。

渡辺博議員が、お互いの立場の違いを認めつつ、慎みを持ちながら、ルールを守り、自由闊達な議論が行われるべきとお立場からの質問であり、この点では私たちも全く同じ立場です。これまでも、仙台市議会において、ルールから外れたり、相手を誹謗中傷するような発言が行われた場合には、議長や委員長のもとで議事の整理、議事録の調整が行われてきました。議会の自律的な是正の機能が働いていたと言えます。

ところが、この間、この自律的な是正機能が弱くなっていると感じています。今回の太白区選出わたなべ拓議員の質問に対しては、委員長の整理、調整が全くなされない事態になったものであり、私たちも残念に思います。

本来、事実に基づかない質問や、ほかの議員や党派を侮辱する発言は、議会の品位を汚すものとして、議会が自律的に正していくべきものです。これまでも、こうした局面では議事進行の動議が出され、議長や委員長の議事整理が行われたり、議事録から問題となる発言の削除や訂正がなされたりしてきました。しかし、この議会の自律的な機能がなかなか発揮されない状況、議会の民主的運営より、多数を占める党派の利害が優先される状況が生まれています。

今回問題となっている局面でも、公明党の小野寺利裕委員長による整理は、質疑者本人は、公党である日本共産党を誹謗中傷する意図はなかったとのことでありました。誤解を招かないよう十分に配慮して発言していただくことも必要であり、質疑者本人に改めてその旨をお話ししたというものでした。委員長整理の不十分点を指摘して、再考を求める議事進行動議にも、解釈や受けとめ方は人によってさまざまであり、委員会としては問題ないとした、と繰り返し述べるのみでした。

その後、渡辺博議員が指摘されるように、議長からも、委員長による再整理の求めがあり、私たちもその努力に期待をしました。しかし、残念ながらその再整理案も、日本共産党は自由と民主主義の政体を暴力的に転覆しようというのがごとき考えを持っている団体との文言を、日本共産党は暴力革命の可能性を否定しないような考えを持っている団体と訂正する、などとする委員長案でした。

この訂正で誹謗中傷がなくなった、事実に基づく発言になったなどと言えないことは明らかです。私たちは、議事録からの該当部分の削除を求めましたが、その方向での調整は行われないまま推移をしてきました。

もとより、議会の品性を保つ民主的なルールに基づき運用するためには、自律的な是正の機能としての一つとして、議会の懲罰権があります。地方自治法と仙台市議会会議規則で定められた仕組みです。私たちは、その意味で懲罰動議を提出し、このような発言について、議会として十分な審査を求めているものです。

次に、日本共産党と日本共産党仙台市議団の関係についてのお尋ねです。

日本共産党の地方議員は、当然、党員として日常的に党中央の方針をつくり、そして実行する立場に立っています。それぞれの自治体、議会での課題に日々党機関の指導を求めるものではなく、各議員、議員団は自律的に議会活動を行っています。しかし、大もとである党綱領や多くの政策課題について、一致団結をして私たちは活動しているものです。

次に、質問主意書についてお答えいたします。

質問主意書制度については承知しております。この制度は、御質問にもあるように、国会での質問の場以外でも、政府の見解をただしたり問題を明らかにしたりすることができるメリットがあるため、日本共産党の国会議員も活用しています。趣旨説明でも申し上げましたように、今回の問題は、答弁書の内容に問題があるのであって、質問主意書制度そのものについては重要な制度であると考えています。

次に、衆議院において鈴木貴子議員から出された質問主意書、そして、それへの答弁、その答弁の内容について御存じかどうかという御質問にお答えいたします。

これらについては、先ほど私が提案理由の説明をしたとおり、当然わかっていることです。そして、二〇一六年三月十四日に提出された質問主意書については、その内容とともに、安倍内閣が三月二十二日に閣議決定した答弁書とその内容も承知しております。渡辺博議員が確認したいとされた、定義や対象団体のことも含めて承知をしています。

その上で、この質問主意書に対する内閣の一連の答弁につきまして、日本共産党として、閣議決定の当日に政府に対し厳重に抗議し、答弁書の撤回を求め、記者会見を行っているという関係です。この内閣の答弁について、私に対するお尋ねにお答えいたします。

質問主意書と答弁書にもある調査対象団体という概念は、破防法には一切出てこない概念です。それなのに答弁書では、破防法に基づく調査対象団体などという答弁となっており、ここが大きな問題です。

単に公安調査庁が、破防法に適用申請するかどうかを調査するために決めている内部規定であり、その公安調査庁が六十年以上にわたって日本共産党を不当にも調査したけれども、答弁書にあるような破壊活動に当たる行為を日本共産党が行ったり、行おうとしている事実がないということを公安調査庁みずからが証明しているということです。

また、日本共産党は、党として正規の機関で暴力革命の方針をとったことは一度もありません。それなのに、政府が、公党である日本共産党に対して、暴力革命の方針を否定していないなどと答弁をすること自体、大変な問題だと私たちは思っています。

党の綱領でも明らかにしているように、日本の政治、社会の変革については、言論と選挙を通じて議会で多数を占めて、国民、有権者ととともに一步一步、政治と社会を前進させるという立場です。これが、日本共産党の変わらぬ綱領路線であり、破防法の対象になるようなことは、過去にも現在にも、もちろん将来においても一切ないということを改めて申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○五十五番（渡辺博）御答弁ありがとうございました。一つ一つ確認をお願いしたのですけれども、まとめた答弁になって、まことに残念に思っているところでございます。一つ質問させていただきたいと思います。

鈴木貴子衆議院議員の質問主意書に対する内閣の答弁が出たその直後に、記者会見を開かれて抗議をしたと、こういう御答弁でございました。しかし、政治家は、特に衆議院議員、参議院議員は、国会で議論を戦わせて是非を明らかにし、正すものは正すという、そういう責務を持っているところでございます。

残念ながら、私の質問の中にも触れましたけれども、内閣の答弁は生きております。訂正されておられません。私は、内閣の答弁は生きてするという認識でございますし、公にはそういうふうにおとりになる方が多いのではないかと、こういうふうに認識しておりますが、この辺を確認したいと思います。鈴木貴子衆議院議員の質問主意書に対する内閣の答弁は修正されましたか、生きてするという認識をお持ちでしょうか、お聞かせください。

○三十五番（花木則彰）まず、先ほどの御答弁でもお話をいたしました、内閣の答弁書自体が、大変問題があるということをも日本共産党は指摘をしております。そして、それに対して撤回を求めているわけであります。しかし、撤回されていないということは、それはそういうことでしょうか。ここ自体が問題だと思っております。

また、そういう日本共産党の抗議に対してまともな反論もされていませんし、そして、国会のこれは場所で議論された中身でないということもありますけれども、主意書に対する答弁書だということで、内閣が明確な対応をしていないという問題を私たちは感じております。

○五十五番（渡辺博）御答弁ありがとうございました。政治家である限り、主意書であろうが、あるいは議会での言論をもとにした議論であろうが、異議のあるものについては、不断の努力を改正に向けて行うべきであろうと思います。その後、どのようなお取り組みをされましたか、お聞かせください。

○三十五番（花木則彰）今回、仙台の市議会で、このような日本共産党への誹謗中傷に、この答弁書が再度利用されました。また、仙台市議会においても、昨年の第三回定例会におきまして、同様のこの質問主意書と答弁書を使って、日本共産党があたかも暴力政党であるかのような、あるいは反社会的な団体であるかのような質問が行われ、市長に答弁が求められています。

私たちは、この内閣の答弁書を使って、全国各地で行われているこのような反共の攻撃に対して、その場でしっかりと闘っております。今回の事態についても、その一環だと私たちは思います。内閣に対しても、国会において、そして直接、さまざまな形でこの答弁書の撤回を何度も求めているのはそのためです。

渡辺博議員が、どのようなお立場でこの質問をされたのかはよくわかりませんが、不当な差別や、あるいは決めつけを受けた政党が、それを政府に対して抗議をする、そして変えさせる努力をする、このことは、不断に行っているということ自体はしっかりと受けとめていただき、このような利用は、これ以上繰り返さないよう強く求めるものであります。

以上です。

○議長（斎藤範夫）これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。太白区選出のわたなべ拓さんから、本件について一身上の弁明をしたい旨の申し出がありました。この際、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（斎藤範夫）御異議なしと認めます。よって、太白区選出のわたなべ拓さんの一身上の弁明を許可することに決定いたしました。

太白区選出のわたなべ拓さんの入場を許します。

〔九番 わたなべ拓入場〕

○議長（斎藤範夫）太白区選出のわたなべ拓さんに一身上の弁明を許します。わたなべ拓さん。
〔九番 わたなべ拓登壇〕

○九番（わたなべ拓）太白区選出のわたなべ拓議員に対する懲罰の件につき、以下一身上の弁明をいたします。
二月二十七日の予算等審査特別委員会において、わたなべ拓が質問した内容は以下のとおりであります。
本市水道局の外郭団体、公益財団法人仙台市水道サービス公社の採用試験の欠格条項には、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはそれに加入した者との条項を欠いており、公共の安全の確保の観点から問題があると指摘したものであります。
では、欠格条項を設けるとして、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体とは、いかなる団体が考えられるのか、と質問したところ、政党その他の団体とは、政治上の主義主張を持つ継続的な結合体をいうものと考えられる。このような団体としては、具体的には、破壊活動防止法により、団体活動の制限あるいは解散の指定を受けるような団体が考えられる、との答弁でありました。
これは、昭和四十二年七月二十日、参議院内閣委員会における政府答弁に準拠したものと認識しております。
ちなみに、いわゆる政党においては、破壊活動防止法に基づき解散を命じられたものは、現時点では存在しないことは承知しております。
同時に、破壊活動防止法に基づき、法の趣旨に抵触するおそれのある団体については、いわゆる調査対象団体として、現在も公安調査庁において調査を実施中であります。これには、日本共産党が含まれるのであります。
日本共産党が、破防法に基づく解散団体などに直ちに該当するものではないとしても、暴力革命を必ずしも否定していない日本共産党の有する危険性については、政府も公式に認めるところであります。
ここで、水道サービスという重要なインフラに従事する本市外郭団体職員採用に当たっては、公共の安全確保の観点から、暴力革命の可能性を必ずしも否定しないような団体及びその加入者に関連する危険性につき、十分留意するよう促すことは公益にもかなうと考えるものであります。
本質問は、欠格条項には直ちに該当しないとしても、公共の安全の確保の観点から、なお一定の団体並びに構成員に対する留意の必要性を指摘したものであり、破壊活動防止法上のいわゆる活動制限団体、解散団体と、公安調査庁の調査対象団体を意図的に混同させ議論を続けたとの指摘は、全く当たらないものと考えます。
以上をもって、私の弁明といたします。

○議長（斎藤範夫）この際、地方自治法第百十七条の規定により、太白区選出のわたなべ拓さんの退席を求めます。
〔九番 わたなべ拓退場〕

○議長（斎藤範夫）お諮りいたします。懲罰の議決については、会議規則第一百一条の規定により、委員会の付託を省略して議決することができないこととされております。よって、太白区選出のわたなべ拓議員に対する懲罰の件については、十一人の委員をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（斎藤範夫）御異議なしと認めます。よって、太白区選出のわたなべ拓議員に対する懲罰の件については、十一人の委員をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。
お諮りいたします。ただいま設置されました懲罰特別委員の選任については、委員会条例第六条第一項の規定により、
小 山 勇 朗 さん 宮城野区選出の 渡 辺 博 さん
村上 かずひこ さん 岡 部 恒 司 さん 鈴木 広 康 さん
鎌 田 城 行 さん 跡 部 薫 さん 橋 本 啓 一 さん
菊 地 崇 良 さん 小野寺 健 さん すげの 直 子 さん
以上十一人の諸君を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（斎藤範夫）御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
○

○議長（斎藤範夫）ただいま構成いたしました懲罰特別委員会の委員長及び副委員長の互選は、委員会条例第八条第一項の規定により、会議休憩後、第二委員会室において行います。
太白区選出のわたなべ拓さんの入場を許します。
〔九番 わたなべ拓入場〕

○
日程第四 花木則彰議員に対する懲罰の件

○議長（斎藤範夫）日程第四 花木則彰議員に対する懲罰の件を議題といたします。

去る三月一日に、菊地崇良さんほか十人から、地方自治法第百三十五条第二項及び会議規則第百条の規定により、花木則彰さんに対する懲罰の動議が提出されております。

この際、地方自治法第百十七条の規定により、花木則彰さんの退席を求めます。

〔三十五番 花木則彰退場〕

○議長（斎藤範夫）提出者から説明を求めます。菊地崇良さん。

〔十九番 菊地崇良登壇〕

○十九番（菊地崇良）平成三十年二月二十七日の予算等審査特別委員会における、太白区選出のわたなべ拓委員の質疑中において、花木則彰委員により質疑者を侮辱する行為が行われました。

わたなべ拓委員の質疑中、花木則彰委員は、質疑を妨げるような形で、議事進行による動議により発言を求め、わたなべ拓委員の質疑について、予算の委員会の質疑に関係ないと断定して、質疑をやめさせるよう委員長に求めました。また、わたなべ拓委員の質疑中に、連続で大声でやじを飛ばし続け、質疑の進行に対する妨害を行いました。

これらのことは、質疑者を侮辱する行為であるとともに、議論の場である議会における言論の封殺にもつながりかねないものであります。よって、花木則彰さんに対して陳謝を求め、懲罰動議を提出するものであります。

○議長（斎藤範夫）これより質疑に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、すげの直子さんに発言を許します。

〔十二番 すげの直子登壇〕（拍手）

○十二番（すげの直子）日本共産党仙台市議団のすげの直子です。花木則彰議員に対する懲罰動議について、提出者に質疑いたします。

去る二月二十七日の予算等審査特別委員会の中で、自由民主党、太白区選出のわたなべ拓議員の質疑において、公党である日本共産党に対し事実に基づかない侮辱があり、私ども日本共産党仙台市議団と社民党仙台市議の計七名で、わたなべ拓議員の戒告または陳謝を求める懲罰動議を提出いたしました。それを受けて、自由民主党、公明党仙台市議団、市民ファースト仙台の議員によって出されたのが、ただいま議題となっている花木則彰議員への懲罰動議です。

わたなべ拓議員の質疑中に、花木則彰議員によって質疑者を侮辱する行為があったので陳謝を求める、との内容になっています。侮辱したとする理由として、一つ目には、わたなべ拓議員の質疑中、花木則彰議員が質疑を妨げるような形で議事進行の発言を求めたことを挙げています。

まず、確認のため伺います。花木則彰議員が議事進行の声を上げたことによって、わたなべ拓議員の質問が妨げられたとする根拠はあるのでしょうか。懲罰動議を出す前に、議会の録画を見るなど、何らかの方法で確認されたのでしょうか。もし確認されたのであれば、どこで誰がされたのかお答えください。

議事進行の発言は、直ちに処理する必要があるという原則のもとで議員が行うものです。議会事務局から参考としていただいた資料、いわゆる物の本にも、議事進行の発言は、動議の提出と同じく、審議の各段階を通じて行われる性格であり、予測することができないと明確に記されています。

また、ほかの議員の発言中に議事進行に関する発言があるときは、ほかの議員の発言及び答弁が全て終わった後に許可することが適当とも書かれていますが、これは、議長や委員長がどのタイミングに許可するのが適当かを記しているだけであり、ほかの議員の発言中にも議事進行があり得るという前提に立っています。

さらに、議事進行の許可についても、一般的には、答弁は質疑と一体となっているので、答弁が終了した後に許可すべきとの記載もありますが、当然ながら議事進行の内容にもよるとされています。

花木則彰議員は、委員長の許可を受けて発言をしており、その内容は、太白区選出わたなべ拓議員が、事実に基づかない公党への誹謗中傷を繰り返し行っている質問そのものを問題にしているものであり、委員長が答弁の前に許可をしたのも適当な措置でした。

本市議会においても、これまで議事進行は幾度も行われています。質問の後、答弁を待たずに、質問者の質問に対して、自由民主党、公明党仙台市議団、現在の市民ファースト仙台の議員を含め、過去に行っていたことは、会議録からも確認しています。また、発言中に議事進行が優先され、発言が許可されたこともありました。

こういう歴史を重ねてきたことは、議会の中でも周知のことにもかかわらず、今回、議員が議事進行を求めたことを理由にして、議員に懲罰を科す動議まで提出したのはなぜでしょうか、お示ください。

議事進行の内容まで懲罰の理由にしています。花木則彰議員が、予算の委員会に関係ないのでやめていただきたいと断定したのが、質疑者を侮辱したとのことです。そもそも議事進行は、議長や委員長に対して行われるものです。

花木則彰議員の議事進行の発言を確認いたしました。委員長として、今の予算の委員会の質疑に関係ないということで整理をしていただきたいと思います、というものでした。委員長に対して、議事の進行について整理を求めたものです。また、これまでの議事進行の事例を見ても、その内容はさまざまです。

議員おのおのがそれぞれの立場から、この内容は余りにも問題がある、看過できないとして、直ちに処理する必要性から発言を求めるのが議事進行であることを考えれば、その内容を理由にして懲罰を科そうとするなど、それこそ言論の封殺にもつながりかねないのではないのでしょうか、お答えください。

花木議員が、議事の進行を整理するよう委員長に求め発言しましたが、委員長は質問者に質問を続行させました。自由民主

党、太白区わたなべ拓議員は、日本共産党について、自由と民主主義の政体を暴力革命により転覆するような考えと述べ、市長に繰り返し見解を求めました。市長が、現に政党政治をしっかりとやっていると言っていると答弁すると、答えになっていないと述べ、市長が共産党を擁護する消極的な答弁ばかりしている、市民の公共の安全の確保から憂うべきと考えるなどの発言をしています。

日本共産党が政党政治を行っていることが、市民の公共の安全の確保にとって問題があると言わんばかりの誹謗中傷の発言を繰り返しました。市民の負託を受け、市民の代表として議論を行う議会という公の場において、このような発言がまかり通るなら、仙台市議会の良識が問われる問題です。

議事進行で、このような事実に基づかない誹謗中傷はやめるべきと求めましたが、議事は続行され、私どもは自席から抗議の声を確かに上げました。しかし、提出者が述べているように、連続して大声でやじを飛ばし続け、質疑の進行に対して妨害が行われたとすれば、当然ながら、まずはその場の進行に責任を持つ委員長が、委員会内を静粛にしなければなりません。花木議員が、質疑の進行に対する妨害を行ったとされている際に、小野寺利裕委員長から花木則彰議員に対する注意はあったのか伺います。

懲罰の対象にもなり得る議事の妨害というのは、委員長から何度注意されても、立ち上がって大声を上げたり机をたたいたりした場合などが、その対象になるのが一般的です。今回そのような事態ではなかったということは、議員各位もよくよく御存じのはずです。理由にならない理由で、議員の懲罰動議を出すなど言語道断です。仙台市議会に汚点を残すことになってしまいます。

本市議会として、このような懲罰動議を可決するなどあってはならないということを申し上げ、また、懲罰特別委員会ですらに議論をしていく決意を申し上げ、質問といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔十九番 菊地崇良登壇〕

○十九番（菊地崇良）ただいまの御質問にお答えいたします。

議事進行を妨げた根拠等の御質問でございましたが、もとより議員には発言権がございます。そして、この議事進行をかけるのも、その時々状況により、それぞれの議員が良識と経験をもって判断すべきものであり、御指摘については、根拠でなくて提出の理由というふうに聞きかえてお答えしたいと思います。

今回の委員会において、私たち議員は、市民の負託を受けて、この仙台市議会において自由で闊達な民主的な方法によって議論を行う責務を有して場に臨んでおります。

その中において、今回の花木委員による、意図的に発言者の発言を途中で中断するタイミング、また、その内容につきまして、三点目の質問にございました、質問について、そういった民主的な質問の場において、大声を、連続してやじを飛ばし、そして、聞いているほかの議員たちもその質疑の内容も聞き取れず、また、一部恐怖も感じながらその場にいたといったお声もあったことを考えたときに、これは、我々健全な議論を行う仙台市議会の品位と円滑な進行が妨げられるといったことを認識して、今回の提出に至ったということでございます。これが、根拠であり理由でございます。

次に、内容について、言論の封殺につながるのではないかといたことがございましたが、これも発言の途中であったことに加え、花木委員のメモによりますと、わたなべ拓議員の発言について全く事実に基づかないものであり、そういった質疑についてはやめていただきたいと、質疑をやめていただきたい旨の発言をしております。今の御指摘の質問は該当しないものと存じます。

最後に、委員長のほうから花木委員に対する注意はあったかといったことでございますが、今回の委員長、副委員長の運営は、花木委員の発言権を十分に重んじて運ばれたと思います。また、その議事進行の対応等についても適切なものであったと認識をしております。

以上です。

○十二番（すげの直子）お聞きしたことにお答えをいただきたいんですけども、まず、お答えいただいたのは、なぜ根拠はあるのかということについては、花木議員が大声を上げて、何か恐怖を覚えた議員もいらっしまったというお話がありました。が、そうだったのかなという思いもあるんですけども。

まず、もう一つお聞きした、動議を出す前に、議会の録画を見るなどはなされたのかということについては御答弁をいただいておりますので、そこについては、されたのかどうかということをお答えいただきたいというふうに思います。

それから、議事進行は、私、質問の中でも申し上げましたが、これまでもさまざま議員が、おのおの、これは看過できないということやられてきたという歴史もお伝えをしながら、なぜ今回は、議員が議事進行を求めたことを理由に、議員に懲罰を科す動議まで提出したのはなぜかということもお聞きしているの、それについても御答弁がなかったと思います。

そして、そういうことは言論封殺につながるのではないのでしょうかということにお聞きしていましたが、これに対してもお答えがなかったかと思えます。

それから、事前に質問項目はお伝えをしておりますので、お答えをいただきたい。

それから、最後に、委員長、副委員長が適切に運営をなされていたということは、私ども、委員長は花木則彰議員に対して注意はしていないというふうに思うんですけども、そのことも含めて、委員長のそのときの采配については、適切だったというふうにお考えなのかどうかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○十九番（菊地崇良）重ねての御質問にお答えいたします。

まず、今回の記録につきましては、もとより、我々委員全員が当日の現場においてその発言等について直接聞いていたことでございまして、周知の事実でございます。よって、改めてビデオで確認はしてございません。

それから、二点目の質問でございますが、懲罰動議を科すことが、それが果たして適切な理由なのかというふうな質問がございましたけれども、これも重ねて申し上げますが、自由で民主的な発言を担保することについて、我々は、これは著しく侵され

ているというふうに認識したわけでございまして、それをもって今回の動議としているわけでございます。

次に、委員長の運びについてでございますが、先ほど申したとおり、この運びについては適切なものであったと認識してございます。

以上です。

○議長（斎藤範夫）次に、石川建治さんに発言を許します。

〔二十五番 石川建治登壇〕（拍手）

○二十五番（石川建治）社民党仙台市議団の石川建治です。

仙台市議会の歴史においても、まれな今回の問題でこの場に立つことが残念でなりません。しかし、事は仙台市議会の威信にかかわるだけに看過することはできず、今般、菊地崇良議員を筆頭とする十一名から提出された花木則彰議員に対する懲罰動議について、提出者に対する質疑を行います。

まず、今回の動議の提出についてです。

提出された動議が、いつ、どこで、どなたが作成されたのか、十一名の発議者は、いつ、どこで動議の内容を確認し署名されたのか、動議は、いつ、どなたに提出されたのか、この三点について伺います。

次に、懲罰動議の提出理由について順次伺います。

一点目は、二月二十七日の予算等審査特別委員会において、太白区選出のわたなべ拓委員の質疑中に、花木則彰委員により質疑者を侮辱する行為が行われたとする点です。どのような行為が侮辱に当たるのか伺います。

二点目は、花木委員が、質疑を妨げるような形で議事進行による動議により発言を求めたという点ですが、花木委員は、わたなべ拓委員の郡和子市長に対する質疑の途中で議事進行と発しましたが、わたなべ拓委員は質疑をとめることなく、お答えいただきたいと発し、郡市長の答弁を求めたと認識しています。その後、小野寺利裕委員長が花木委員を指名しました。したがって、質疑は、妨げるようなことはなかったと思うのですが、妨げるような形とは何を指しているのか伺います。

三点目は、花木委員が、予算の委員会の質疑に関係ないと断定して、質疑をやめさせるよう求めたという指摘です。これについては、小野寺利裕委員長が議事整理として述べた見解で、発言に当たっては、誤解を招かないように十分配慮して発言していただく必要があると指摘していますが、花木委員は、わたなべ拓委員の質疑の中に、事実に基づかないものがあるとして、誤った事実認識に基づいて行われた部分の削除を小野寺利裕委員長に求めたものであり、質疑をやめさせるよう委員長に求めたとの指摘は当たらず、至極真つ当な内容ではないかと思うのですが、提出者の認識を伺います。

四点目は、花木委員が、わたなべ拓委員の質疑中に、連続して大声でやじを飛ばし続け、質疑の進行に対する妨害を行ったとの指摘です。花木委員は、連続して大声でどのようなやじを飛ばし続けたのか伺います。

また、質疑を妨害するほどのやじであるならば、小野寺利裕委員長が、職務として議場の静粛を図るよう対応すべきことであると考えますが、小野寺利裕委員長は全く対応をとりませんでした。それは、質疑を妨害するようなものではなかったと委員長が判断したからではないでしょうか。もし発議者が指摘するようなことがあったとすれば、それは小野寺利裕委員長がとるべき対応を怠ったのであり、小野寺利裕委員長に対して適切な対応を求めるべきものであると思いますが、いかがか伺います。

次に、小野寺利裕委員長の議事整理に関連して提出者に伺います。

花木委員及びわたなべ拓委員の議事進行について、小野寺利裕委員長は、議事録を精査し、質疑者本人に発言の趣旨を確認したと述べました。しかし、小野寺利裕委員長は、質疑者への確認をしたものの、議事録の精査の内容についても報告がありませんでした。この点について提出者の所見を伺います。

次に、花木委員が求めた、予算に関係ない部分の削除や事実に基づかない部分について、小野寺利裕委員長が確認をしたのかどうか不明のままです。同様に、菊地崇良委員の議事進行で主張した、わたなべ拓委員の質疑は予算と関係がある内容とは、どの部分のどの点なのか、自由で闊達な民主的議論の場であることを担保してほしいとの指摘はどの点を指すのかといった点も、小野寺利裕委員長は確認すべきではなかったかと思えます。

そういう意味では、小野寺利裕委員長の確認等の対応は非常に不十分で、一方に偏った、公平、公正な対応と言えるのか、提出者の認識を伺います。

そもそも、今回のきっかけは、わたなべ拓委員が、昨年の第三回定例会で整理されたはずですが、日本共産党に対する誤った認識のまま、再び質疑で取り上げたことにあると考えます。

本来、わたなべ拓委員には、昨年指摘された点について、みずから事実関係を検証し、誤りがあれば、その誤りを正した上で、予算審査について質疑を行うといった真摯な姿勢が求められていたのではないのでしょうか、提案者の所見を伺います。

公党の議員が、同僚議員の誤った認識について指摘し、修正や削除を求めることは至極当然のことと思えますし、議事の整理を委員長に求めたことが言論の封殺に当たるとも言えません。

議会は、考えや意見の違いを持つ議員が、熟慮と討議を重ね、合意を見出し、市民福祉の最大化を実現するための機関であり、決して、個人や政党などを誹謗中傷したり、おとしめるような場ではないことをしっかり自覚する必要があります。

したがって、私は、花木議員に対する懲罰動議の理由には、その根拠が曖昧で、正当性がないものと指摘せざるを得ません。この懲罰動議については、取り下げるべきではないかと考えますが、提出者に伺い、私の第一問といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔十九番 菊地崇良登壇〕

○十九番（菊地崇良）御質問にお答えいたします。

冒頭の件ですが、いつ、どこでという話でございますが、当日の夕方、私たち共同で議長に提出したといったところでございます。

では、質問の内容について順次お答えしていきます。

まず、一点目と二点目の御質問については、同様の内容と思うのでまとめてお答えするのですが、侮辱あるいは妨げるような

形につきましては、自由で闊達な議論をすべき議会、委員会の場において、連続してやじを飛ばし続け、そして発言の途中に議事進行をかけ、また、内容上も質疑に関係があるものを関係ないと断じ、それを集中、連続して行ったものが、その理由でございます。それが当該の事項だと思ってございます。

次に、三点目の質問です。予算委員会の質疑に関係ないと断定したという話でございますが、これも先ほど、すげの議員の御質問に答えたように、当日の議事のメモを見ますと、関係ないので質問をやめていただきたいと明確に発言しておりまして、その場で議事の削除を求めたというふうに認識しております。

次、四点目でございます。やじがどのような内容であったかといったことでございます。これも、当日、多くの議員の皆様が聞いておりますが、その議事については、内容については不適切だと、発言についてはふさわしくないと、やめろといったようなことが多数ございました。これは、記録が残っているわけではございませんが、かなり激しい、誹謗中傷とも受け取れるような、また恐怖を感じるような内容であったというふうなことでございます。

五点目でございます。委員長の静粛を求めることがどうかという所見でございますが、これは、花木委員の発言を委員長は最後まで発言権を重視しているというふうに受け取ってございます。

その中で、議事進行が、その時々の流れについて異議あるとき、おのこの議員、委員がそのために発言をする場が設けられているわけでございますから、そのためにあそこで発言をしたわけであって、これをもって委員長の運びが不適切だということは該当しないと。当日の運びについては、とても丁寧であったというふうに認識しております。

次に、六点目でございます。精査の内容についての報告がないといったことでございますが、これについては、委員長、副委員長の個別具体の運びについては認識してございませんので、これについてはお答えを省かせていただきます。

七点目でございます。これも、委員長に対する公正な対応と言えるのかといったことでございますけれども、これも私の、わたなべ拓委員の質疑は予算と関係をするといったことについては、これは安全・安心にかかわる、議決決定者である市長に対する発言であり、明確に関係するといったことから、一々委員長がそれを確認する必要はないと存じますし、自由で民主的な闊達な議論の場を担保してほしいという私の発言に対して、委員長は、これも当然至当な発言でありますので、一々確認することはないというふうに御判断されたと思いますので、これも適切な運営だったというふうに考えております。

最後の質問でございます。たびたびに当たる質問が繰り返されているといったことではございましたが、私たちの議会というのは、日々千変万化する時間の流れ、状況の変化の中で質疑、質問が行われるわけでありまして。また、議員はその時々事情によって、たび重なる質問によって、執行部、首長の意図を確認するといったことも、これが仕事でございます。わたなべ拓委員が当日発言した内容については、これは議員の本人の発言権、責任のもとで行われているものでございまして、これが不適切だとは認識してございません。

以上、私にいただきました質問へのお答えとさせていただきます。（拍手）

○二十五番（石川建治）御答弁ありがとうございます。幾つか改めて伺いをいたします。

私も、この質疑原稿につきましては、事前に提出者である菊地崇良議員のほうにお渡しをさせていただいておりましたので、それぞれ個別に丁寧に答弁いただけるものかというふうに思いましたが、残念ながらほとんどお答えをいただくことができませんでした。

まず、一点目です。改めてお聞きをいたしますが、一点目です。私は、なぜ十一名の発議者のサイン、署名をしたものを、動議をいつ出したのかということをお知らせをいたしました。

実は、私が伺っていたときには、日本共産党仙台市議団に対して、議会事務局では、その当日、最終日、三日目の閉議の時間、いわば議会が閉議をする午後五時をタイムリミットとして提出するのであれば、それがタイムリミットというふうに言われていました。したがって、日本共産党仙台市議団は、当日の五時少し前に議長宛てに提出をしたというふうに伺っております。

その後、五時を過ぎまして事務局から話を聞きましたら、動議が出たか出ないかというのはありませんでした。花木議員の動議は出ました、受理しましたという話はお聞きをいたしました。しかし、その後に、議会事務局のほうは、提出期限は三日目の二十四時までという話でありました。そのときには、菊地崇良議員以下十名での懲罰動議が提出をされたと同時になのか、前後しているんですね。そうすると、途中でルールが変更されたのではないかというふうに思ったものですから、改めて伺ったわけですので、夕方というのはいつなのか、その辺を改めて御答弁をいただきたいと思います。

それから、幾つかの点について、提出者の印象に基づいた答弁でございました。これは、非常に議会の権威にも、それから信頼、市民からの信頼に対しても信頼が揺らぎかねない問題をはらんでいるものですから、一つ一つ丁寧にお答えをいただきましたかったというふうに思います。

とりわけ、連続して大声でやじを飛ばし続けたということであれば、委員長がそれは議場を整理すべきであって、そのことが一切なされなかったという点では、私は、委員会の議事はスムーズに進められたという認識を持っています。思います。そうすると、それでも提出者は、長時間にわたって大声でやじを飛ばし続けたということであれば、それは委員長が整理を怠ったというふうに言わざるを得ないのです。そういう事実が実際あったのかどうかというのを聞いたかったので、その点について伺いをいたしたいと思います。

それから、わたなべ拓委員の発言の関係ですね、今、提出者は、議員の自由な発言というのは保障されるべきであって、議員個人の責任においてそれは発言すべきだということで述べられたので、適正であったというような答弁だったというふうに思います。

しかし、私が聞いたのは、去年の第三回定例会の決算等審査特別委員会で、指摘がされたのであれば、わたなべ拓委員はそれをみずからの調査をしなければならなかった、検証しなければならなかったのではないかと思います。そうすると、同じような間違っただけを今回する必要がなかったのではないかと思います。

確かに、議員の責任でみずからの発言はするというのはそのとおりです。しかし、それは間違っただけがあるとするれば、それを正した上での議論をしなければならないのではないですかということで問いかけたので、改めてこの点について伺いをいたします。

○十九番（菊地崇良）再質問にお答えいたします。

当日の提出時間なんですが、慌ただしく提出の準備をしたので、何時何分とまでは記憶にございませんので、夕方ごろというふうにお答えしたところが、誠実ある私の答弁というふうに存じます。

それから、二点目の、発言の流れを委員長がどうだったのかといった御質問でしたが、これも、当日の委員長は、努めて花木委員の発言を担保するようお運びいただいたものであって、それについては適切であると思いますし、私が議事進行をかけたのも、その中で、しかしながら、私たちの見解として、これについては、健全な民主主義の言論の場が、このままでは維持できないといった危機感を持ったことによって、やむなく議事進行をかけさせていただいたといったところでございました。

最後の質問でございますが、わたなべ拓委員の発言がいわゆる誤りだったということについては、それは石川議員の御認識でありまして、私たちは適切な発言と思っております。見解の相違と存じます。

以上です。

○二十五番（石川建治）再度の答弁ありがとうございます。

詳しい踏み込んだ質疑については、今回設置されました懲罰特別委員会の中で行うということに考えたいと思いますが、一点だけ、冒頭の提出者、夕方、これは夕方の午後五時以前だったのか、五時以降だったのか、あるいは委員会が終わってからだったのかという点についてはいかがでしょうか、これをお伺いします。

○十九番（菊地崇良）重ねての回答になりますけれども、時計を見ていたわけではございませんので、記憶がございません。申しわけありません。

以上です。

○議長（斎藤範夫）これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。花木則彰さんから、本件について一身上の弁明をしたい旨の申し出がありました。この際、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（斎藤範夫）御異議なしと認めます。よって、花木則彰さんの一身上の弁明を許可することに決定いたしました。

花木則彰さんの入場を許します。

〔三十五番 花木則彰入場〕

○議長（斎藤範夫）花木則彰さんに一身上の弁明を許します。

〔三十五番 花木則彰登壇〕

○三十五番（花木則彰）花木則彰です。私に対する懲罰動議に対して、弁明の申し立てを行います。

懲罰動議の応酬という残念な事態になりました。自民党、公明党、市民ファースト仙台の議員の皆さん十一名の連署によって、私、花木則彰への懲罰動議が出されました。その理由は、質疑者である太白区選出わたなべ拓議員を侮辱する行為が行われたというものです。

具体的には、一、質疑を妨げるような形で、議事進行による動議により発言を求めた、二、予算の委員会の質疑に関係ないと断定して、質疑をやめさせるよう委員長に求めた、三、連続して大声でやじを飛ばし続け、質疑の進行に対する妨害を行ったというものです。懲罰動議を提出するにしても、この理由はいかなるものでしょうか。

私には、わたなべ拓議員を侮辱する意図もありませんし、その事実もありません。まず、議事進行の発言のタイミングが侮辱に当たることなのでしょうか。議会における議事進行動議は、議長に対し、直ちに処理する必要があるという原則のもと議員が行うものなので、審議中どの段階でも議事進行の意思表示は行うことができます。その発言をどのタイミングで認めるかについては、議長や委員長の判断です。

今回も、市長の答弁に対し、わたなべ拓議員が、答えになっていないと再度質問したタイミングで、委員長、議事進行の意思表示を私は行いました。それは、意思表示をしただけなので、わたなべ拓委員の質問は何の妨げもなく進みました。質問者が着席した後、委員長から花木委員と指名があり、私が議事進行の内容を説明しています。

その後、宮城野区選出の渡辺博議員から議事進行が続き、その中で、質問の途中で議事進行を認めたかのように話され、委員長の見解を求めています。そのため、委員長は、質疑を続けてくださいと促しましたが、質問者の太白区選出わたなべ拓議員は、同じ質問を繰り返したただけでした。つまり、質問は委員長によっても遮られていなかったと言えます。

このときの私の議事進行動議の内容は、事実に基づかない質疑はやめてほしいとして、委員長に議事の整理を求めているものです。議事の整理の方法として、予算案の審議に必要な内容なのかどうかで整理してほしいと願っているものであり、わたなべ拓議員への侮辱になるものではありません。動議をかければ侮辱、懲罰の対象となるのでは、それこそ物言えぬ議会になってしまうと思います。

やじの問題では、録画中継を見ていただいて、私が、わたなべ拓議員を侮辱する内容のやじをしているのか確認をしていただきたいと思います。また、やじがあったにしても、質問を妨げるほどの大声で連続して行われていないということ、委員長も一度も静粛にと求めてもおらず、審査が進行していることも確認していただきたいと考えます。

以上のことから、私に対する懲罰動議は、その理由が成り立たないものであり、慎重に審査していただければ、懲罰に当たらないものとの結果が出されるものと確信するものです。

以上、弁明の発言といたします。
御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（斎藤範夫）この際、地方自治法第百十七条の規定により、花木則彰さんの退席を求めます。
〔三十五番 花木則彰退場〕

○議長（斎藤範夫）お諮りいたします。
花木則彰議員に対する懲罰の件については、懲罰特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（斎藤範夫）御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
花木則彰さんの入場を許します。
〔三十五番 花木則彰入場〕

○議長（斎藤範夫）この際、暫時休憩いたします。
午後二時二十八分休憩
○
午後二時五十五分開議

○議長（斎藤範夫）休憩前に引き続き会議を開きます。
この際、報告いたします。
懲罰特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果、
委員長に 岡部恒司さん、副委員長に 鈴木広康さん
が決定いたしました。
〔二十五番 石川建治「議長」と呼び、発言を求む〕

○議長（斎藤範夫）石川建治さん。

○二十五番（石川建治）ただいまの確認をさせていただきます。副委員長に就任された議員の方は、懲罰動議の発議者になっております。その発議者が副委員長に就任することについて、そこはないのかどうか、その辺を確認をしたいと思います。

○議長（斎藤範夫）委員会のことは、委員会において整理いただきたいと思いますと考えております。
〔二十五番 石川建治「今、事務局の説明だけ聞かせてもらえばいいんだよ。ちょっと休憩とって整理して」と呼ぶ〕

○議長（斎藤範夫）再度お答えいたします。
石川建治議員の発言でございますが、特に問題ないと考えております。必要があれば、委員会において整理いただきたいと思いますと考えております。
〔二十五番 石川建治「議長」と呼び、発言を求む〕

○議長（斎藤範夫）石川建治議員。

○二十五番（石川建治）委員会が始まれば、そのまま就任ということになるので、この場で整理してほしいんですけども、発議者が副委員長に就任をすることが問題のないということの、その理由もお聞きしたいと思います。

○議長（斎藤範夫）委員長、副委員長に関する特別の定めはございません。委員会において整理いただきたい。
以上です。
○

-
- 議長（斎藤範夫）以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
なお、本会議は、委員会の報告を待つて再開の予定であります。
本日は、これをもって散会いたします。
午後二時五十七分散会
-